

平成24年10月 障害者虐待防止法が施行されました

障害者虐待を防止しましょう

山梨県障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待は、障害者の尊厳を害し、自立社会参加の妨げとなります。障害者虐待は、決してあってはなりません。しかし、している人も、されている人も、気付かないまま虐待が行われている場合があります。障害者虐待をなくすためには、家庭で、施設で、職場で、正しい理解と取り組みが大切です。



- ・ たたかれたり、閉じこめられている
- ・ おどされたり、嫌がらせを受けている
- ・ ひんぱんに小さな傷がある
- ・ 急におびえたり、こわがったりする
- ・ 体重が不自然に増えたり、減ったりする
- ・ 学校や職場に出てこない

こんなときは、お近くの「ちか市町村しちょうそんしょうがいしゃぎやくたいほうし障害者虐待防止センター」へれんらくご連絡ください。